



## 論 説



# 國立公園計畫と道路

田 村 剛

國立公園施設として最も重要なものの一つは道路である。道路は國立公園開發の鍵であつて、國立公園の諸施設は道路に沿うて設けられるものであり、道路は有ゆる施設に先行せねばならぬのである。即ち道路は國立公園開發利用並に管理上の根幹である。然るに道路の開發に就いては、國立公園計畫上頗る慎重に考究しなければならぬ理由がある。それは國立公園の本質乃至は使命より判斷せらるべき問題であつて、國立公園の道路は場合によつては却つてこれが設置を抑制せねばならぬことさへあるのである。

大正四年、私が始めて國立公園調査のために、日本北アルプス上高地を踏査した際、このあたり迄は自動車を乗り入れるやうにしなければならぬといふことを所感の一端として述べた所が、一部識者

の間に異常なセンセイションを惹起して、暴論として排斥せられたことのあるのを記憶する。現に最近さる國立公園委員會委員の意見としても、自動車道は大正池迄に止めたいといふことを唱へてゐた者もある。今日では日光湯元まで乗合自動車を通ずるやうになつたが、馬返や中禪寺湖畔あたり、自動車道路を開鑿して自然の景觀を毀けてゐた頃には、筆者と雖も、ひどいことにならねばよいがと、一通りの心配ではなかつたのである。今は故人となられたが、白井光太郎博士などは實に強硬に反對を絶叫して居られたものである。

國立公園の本場たるアメリカ合衆國でも、ヨセミテヤレニアなどの國立公園に向つて、自動車道のまだ開鑿せられなかつた頃には、自然研究家や詩人や登山家達の間には、自動車道絶對反對の強硬なる意見が發表せられたことがあつて、一九二三年私の渡米した頃まで、まだその餘燼は消え去つてはゐなかつた。そして所謂國立公園のオーヴァーデベロプメントが朝野のやかましい問題として取扱はれてゐたのである。

要するに國立公園のオーヴァーデベロプメントに反對する人々は登山家、自然科學者、詩文人等であり、本邦でも官界では文部省の史蹟名勝天然紀念物保存事業に關係する人々、民間では山岳會などに屬する人々の間には、今日同様に風景地が自動車道路により無闇に開發せられるのを怖れる者が少くないやうである。次に道路開發に對して賛成する者は土地所有者を始めとして、産業に利害關係を有する人々や直接觀光事業に従事する人々等であつて、これを支持すること頗る熱心である。

國立公園が民衆の大休養地であり、運動場であるためには、相當便利に利用せられねばならぬので、公園當局としても開發を悦ぶのが當然であるが、然し國立公園の本質に思ひを致す時、之を適當に抑制することの必要をも認めざるを得ないであらう。殊に國立公園の健全なる計畫に立脚せざる道路の開發は、此上もなく有害なものといふべきである。かくして本問題を正しく解決するに就いては、先づ國立公園の使命を全うすべき國立公園計畫に就いて、十分なる理解を有することが必要である。

## 二

國立公園は國土の大風景地を物色して、その自然の地貌風景を永遠にそのままの姿で保存すると共に、これを國民擧つて享用し得るやう施設するを目的としてゐる。即ち風景の保存と開發とを二大使命とし、その間聊かも矛盾撞着なからしむるを期してゐる。自然風景の保存のためには、道路は必ずしも歓迎すべきものではない。殊に自動車道路は有害なる場合が多いのである。然るに國立公園利用の中心地ともなるべき地點には、宿泊施設が集中せられ、利用者運搬は勿論のこと、荷物運搬のためにも、自動車を通ずる必要がある。殊に軌道其他の運輸施設を制限する場合には、自動車運搬によるより他はないであらう。かくして國立公園の道路施設は、一見一種のデイレンマに陥ることとなるのである。

然るに我が國立公園計畫に於ては、かうした場合を豫想して、地域地區の設定を爲しその運用宜し

きを得る場合には、何等の難問題を惹起せしめないものである。國立公園の地域は特別地域と普通地域とに分けられるのは、國立公園法の示す通りである。又國立公園の計畫上に於ては、集團施設地區と保存地區とが設けられるのである。特別地域では、その風景の保存を主眼としてゐるから、一切の加工に就いては、特に慎重に考慮せられる。道路の開鑿に就いても同様である。然しこの地域では、決して道路を排斥するものではないのである。風景地の核心は特別地域内に存するので、これを十分廣く利用せしめるためには、道路の開鑿は是非共必要である。然るに公園區域間に於て、特に自然風景の絶對的保存を必要とする區域に對しては、公園法第九條を適用して、一切の行爲を禁止する所の、保存地區を設定することが出来る。かくして道路のみならず、凡ての加工を拒否する所の區域が設定せられるのである。但しそれは人の立入を絶對に禁止するのが精神ではないから、時として利用上必要な道路を開鑿することも無いではない。然し少くも自動車道をば設けることは先づないであらう。かくして區域的に道路の開鑿を制限し、よく統制を計るならば、上述の難問題は略解決せられるのである。尙ほ國立公園の計畫上、集團施設地區に對しては、自動車道路の積極的開鑿を必要とするであらう。乃ち集團施設地區は公園内外を聯絡する道路の目標として、最も適當なるものである。道路法による道路の如きは、當然この集團施設地區まで延長せらるべきである。尙ほ國立公園は一定の方針により、自ら限られたる區域を劃することとなるので、その區域に含まれない景勝地にして隣接するものは、互に關聯して同一の觀光系統を爲すべきである。而して夫等

の觀光地を巡遊するに適する觀光系統を樹立して、道路を開鑿すべきである。かうした道路も亦、道路法による道路として、計畫するを妥當とする。次に國立公園内には更に幾つかの目的を異にする種類の道路が必要となるであらう。

### 三

國立公園内で特に探勝享樂上重要な地點をば物色して、これを廻遊するための遊覽道路を設けねばならぬ。これは本來公園道路といふべき性質のものであつて、大體論としては、國立公園事業として執行せらるべきものである。而して此種のもものは風景の優れた部分を通過し、探勝上最も有利なる地點を縫うて開鑿せらるのであるから、國立公園の計畫が樹立し、諸般の施設地點が決定しなれば、路線の設定さへも困難である。従つて此種の道路中たとひ道路法による道路として施工せられるものがあるとしても、國立公園計畫に先行することは許されない筈である。

然るに我が國立公園區域内には産業都邑が介在することがあつて、一般交通並に産業上の必要に基いて道路を開設し、それが同時に遊覽道路と一致することがある。かうした場合には、國立公園計畫に先つて、道路法により或は林道其他私道として開鑿せられることはあるのである。これに就いては、風致上國立公園當局の意見を徵することが必要であるが、右に關しては、國立公園指定前と雖も關係地方長官、宛内務次官、通牒によつて、十分風致並に國立公園利用上、大過なきを期することが出來

るやうになつてゐるのである。

#### 四

如何なる種類の道路たるを問はず、國立公園内の道路は設計上最も風致に留意せねばならぬ。それに就いては路線の設定が最も重大なる案件であつて、そのためには何よりも地形地貌に順應して土地への加工を最小限度に止めることが肝要である。それは國立公園が自然の大風景地たるべきことに基くのである。道路は施工法の如何によつて、人工美を遺憾なく發揮せしめることも可能である。然し國立公園内では、一切の人爲をなるべく抑制して、自然に従順なるべきことを準則とする。苟くも人工を誇張するが如き工法をば、戒めねばならぬ。それは國立公園内に於ては、絶対に遵守せらるべき鐵則である。そこで橋梁の如きに就いては、格別の注意を必要とする。これ迄不用意にも風景地に於ける橋梁の意匠が都會地に於ける夫と何等選ぶ所なきやうなものを發見して、識者をして眉をひそめしむるやうなものが決して少くはなかつた。支壁のやうなものに就いても、心すべきである。砂利置場のやうなものも、なるべく目立たぬやうに配置して、不快を少なからしむべきである。但し路面に關しては、外觀上自然的な土砂道が好ましいといふことにもなるが、これは一概に賛成することは出来ない。日光や箱根をドライブした者の第一に訴へるのは、先行する自動車、塵埃を飛散して後車を朦朧たる砂煙に没せしめ、眼を開いて觀光することを許さぬことである。これは

單に不快な計りでなく、實に非衛生的であつて、國立公園としての趣旨に全然合致しないのである。少くもさうした缺點を補ふためには簡易舗装を施さねばならぬであらう。

續いて國立公園内の道路に關しては、沿道の風致を維持するに足るやう各方面に留意せねばならぬ。その一つは沿道の自然を不必要な範圍にまで破壊しないことである、並木を植栽するやうなことも必要であらうが、それよりも沿道の自然の植物叢をそのままに保存することが最も好ましい。然し展望ある區間にあつては、多少樹林を伐り透すやうなことがあつても、それを捕へしむることに工夫したのである。又沿道風致を著るしく毀けるものは電柱電線廣告物等の濫設である。殊に電柱の如きは、なるべく展望の劣れる側に設けたい。又出來ることであれば、道路より退いた樹林の間などに設置したいのである、更に慾を言へば、地下ケーブルにしてほしいのである。若し觀光道路が市街地を通過するやうな場合にはなるべく道路より一定の距離を後退せしめて、建築線を設定するやうにもしたいのである。更に展望ある側へは、家屋を建築せしめぬやうにもしたいのである、かうした場合に對する處置は有ゆる法規を利用して、國立公園の設定を見ざる今日と雖も、實施出來ぬことはないのである。國立公園が指定せられた曉に於て、公園法の適用を見る場合には、それは決して困難な問題では勿論ないであらう。吾人は道路當局に對して此點に特に留意せらるゝやう希望にたへぬのである。かくして國立公園の保護と開鑿とに關しては、道路當局の理解ある協力に俟つ所が頗る多いのである。聊か卑見の一端を述べて參考に供する次第である。